指定番号　　事業者名

普通徴収切替理由書

（市町村名）＿＿＿＿＿長　あて

別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いします。

記号	略語（例）	普通徴収理由	人数
A	2名以下	受給者総人員（下記B～G該当者を除いた合計）が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）	人
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方（不定期受給）	人
E	専従者	専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）	人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方（休職者を含む）	人
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	人
普通徴収合計人数			人

1. この理由書は普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、毎年提出してください。（全員を特別徴収とする場合は、提出不要です。）
2. 給与支払報告書と併せて、提出期日までに提出してください。また、申出の内容について、さらに詳しい事情をお聞きする場合があります。なお、この基準（普通徴収理由A～G）以外の切替理由は認められません。

提出時の綴り方

※「普通徴収切替理由書」の普通徴収合計人数と普通徴収に該当する個人別明細書の件数が一致することを、必ず確認してください。

個人別明細書　抜粋

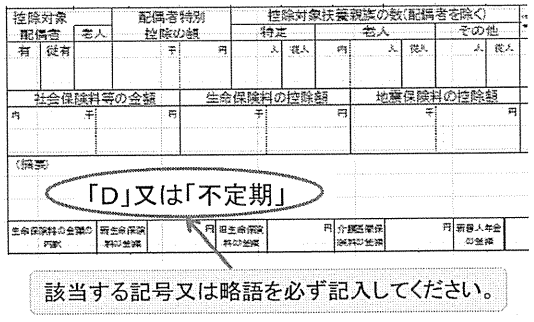

※ 記号又は略語の記入等がない場合は、原則、特別徴収として処理されます。ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

特別徴収できない方がいる場合について

岡山県と県内全市町村では、平成２８年度から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しています。

そのため、普通徴収（個人納付）に切替えができるのは、一定の基準に該当する場合に限られます（基準については、裏面「普通徴収切替理由書」のA～Gをご覧ください）。この場合、**以下の２つの要件を満たしたもののみ普通徴収とし、それ以外は特別徴収として処理します**のでご了承ください。

＜要件１＞

普通徴収切替理由書への記入及び提出

（ｅＬＴＡＸで提出する場合を除く。）

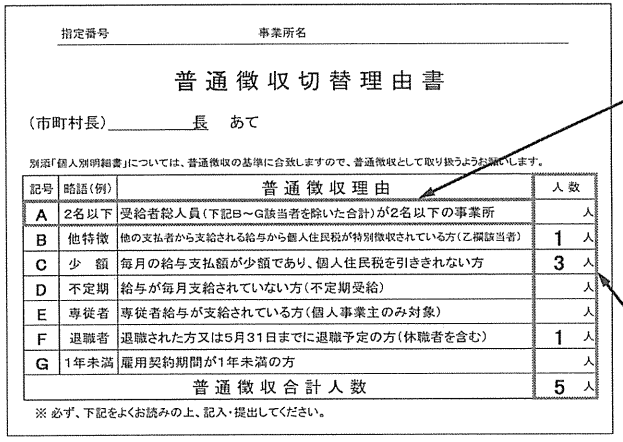

指定番号　　事業所名

普通徴収切替理由書

（市町村長）＿＿＿＿＿長　あて

別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いします。

記号	略語（例）	普通徴収理由	人数
A	2名以下	受給者総人員（下記B～G該当者を除いた合計）が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）	1 人
C	少　額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	3 人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方（不定期受給）	人
E	専従者	専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）	人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方（休職者を含む）	1 人
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	人
普通徴収合計人数			5 人

※ 必ず、下記をよくお読みの上、記入・提出してください。

※ 受給者総人員が2名以下の事業所についても、普通徴収切替理由書の提出と、給与支払報告書（個人別明細書）「摘要」欄への理由（「A」又は「2名以下」）の記入がない場合は、特別徴収として処理されます。

普通徴収理由（A～G）ごとの人数及び合計人数を記入してください。
※記入した人数と給与支払報告書（個人別明細書）（普通徴収分）の件数が一致することを、必ず確認してください。

＋

＜要件２＞

給与支払報告書（個人別明細書）への理由の記入

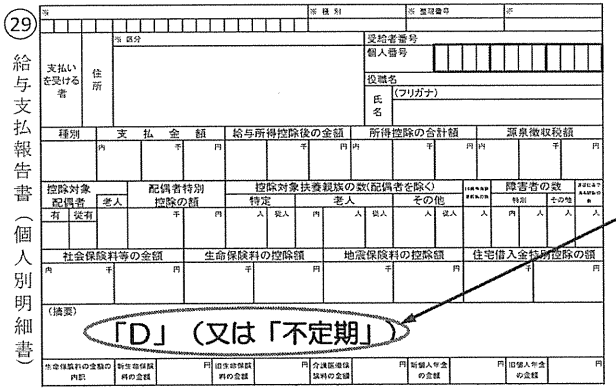

普通徴収の理由（記号又は略語）を該当の給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要」欄に必ず記入してください。
※ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。